

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、次のとおり公有財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和８年７月１７日

常陸太田市長 藤田 謙二

１ 売払物件

区分 番号	物件名	予定価格	入札保証金
１	救助工作車（日野平成１５年式 24,052 km走行）	1,265,000 円	63,250 円

※予定価格とは、あらかじめ常陸太田市が定めた最低売払い価格をいう。

※予定価格には、本体価格及びそれに係る消費税相当額、リサイクル預託金を含む。

２ 入札の方法

- （１）紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。
- （２）入札に関する手続きについては、公有財産売却システムにおける常陸太田市公有財産売却ページ（<https://kankocho.jp/gov/6066180758/?p=as>）および常陸太田市ホームページ（<https://www.city.hitachiotaki.ibaraki.jp/shobo-bosai/shobo/shobo-property-sale/page008652.html>）において公開する。

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する条件

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）日本語を完全に理解できる者であること。
- （３）常陸太田市が定めるガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守できる者であること。
- （４）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。

４ 入札参加申込みの方法

- （１）公有財産売却システムより案件を確認し、本システムにより参加申込手続きを行うこと。
参加申込期間：令和８年７月１７日（金）１３：００から令和８年８月４日（火）１４：００まで
- （２）参加申込手続きを完了した後、必要書類を添付して公有財産売却一般競争入札参加申込書および誓約書を郵送または持参にて提出すること。

ア. 提出書類：公有財産売却一般競争入札参加申込書
誓約書

【添付書類】

- ・ 個人の場合は、身分証明書のコピー（公的機関が発行した「運転免許証」「住民票」等） １通
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書（３ヵ月以内に発行されたもの。コピー可） １通
- ・ 委任状（代理人が入札手続きを行う場合のみ）

(注1) 複数の物件について申し込みをする場合、添付書類は1部で可。

(注2) 参加申込にかかる一切の費用は、申込者の負担となります。

(常陸太田市は一切負担をいたしません)

※後日、虚偽の申請又は書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取扱うことがあります。

イ. 提出期限：令和8年8月4日（火）14：00まで ※郵送の場合は令和8年8月3日消印有効

ウ. 提出先：〒313-0013

茨城県常陸太田市山下町1693

常陸太田市 消防本部 総務課 総務施設係

エ. 提出方法：持参または郵送

(郵送の場合は、行き違いを避けるため、簡易書留等をお勧めします。)

(3) 上記の書類を提出後、資格審査の結果、入札参加を有すると認められた場合は本申込み完了となり、入札に参加することができる。

5 入札の期間・場所および方法

(1) 入札期間：令和8年8月18日（火）13：00から令和8年8月25日（火）13：00まで

(2) 入札場所：公有財産売却システム上

(3) 入札方法：公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は1回限りとし郵送または持参による入札書の提出は認めない。

6 開札日時・場所および落札者の決定

(1) 開札日時：令和8年8月25日（火）13：00以降

(2) 開札場所：公有財産売却システム上

(3) 落札者の決定：予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
入札参加資格のない者、及び虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

7 入札保証金・契約保証金

(1) 納付方法

売払い物件ごとに定められた入札保証金をクレジットカードにて納付すること。

入札保証金の納付は、公有財産売却システムより参加申込時にカード情報を登録すること。

入札保証金は、クレジットカードによる納付のみです。

(2) 入札保証金の引き落とし

入札保証金は、落札者の者を除き、クレジットカードからの引き落としを行わない。

(3) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金および売買代金に充当する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。また、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は常陸太田市に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

8 売買代金の納付

(1) 納付期限：令和8年9月8日（火）14：30まで

(2) 納付方法：売買代金の残金は常陸太田市が用意する納付書を使用して指定金融機関にて一括納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

9 所有権の移転および名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。一度引渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- (2) 当該自動車は、一時抹消登録して引渡します。自動車の落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などにおいて速やかに変更の手続きをしてください。
なお、変更手続き後の自動車検査証の写しを常陸太田市に提出してください。自動車を解体された場合については、解体を証明する証明書の写しを提出してください。
- (3) 引渡しおよび自動車の変更手続き等に伴う費用は、すべて落札者の負担となります。

10 物件下見会

物件下見会へ参加を希望する場合は、事前申込みのうえ、ご参加ください。

開催日時	令和8年7月22日(水)・23日(木)・24日(金) 令和8年7月28日(火)・29日(水)・30日(木)・31日(金) いずれの日も10:00から16:00(12:00から13:00を除く)
開催場所	茨城県常陸太田市山下町1693 常陸太田市消防本部 (下見会場は、引渡時保管場所と同じです。)
申込み方法	開催日前日までの月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く) 9:00から17:00までに電話でお申込みください。
申込み先	常陸太田市消防本部 総務課 電話番号 0294-73-1193

※災害発生、緊急要件などにより、下見会が急きょ中止となる場合があります。

物件の確認は、公有財産売却システムにおける常陸太田市公有財産売却ページをご確認ください。

11 この入札公告及び競争入札執行に関する問合せ先

〒313-0013

茨城県常陸太田市山下町1693番地

常陸太田市消防本部 総務課 総務施設係

電話 0294-73-1193 (内線204)